

中山間など条件不利地域 どう位置づけられるのか

明治大学農学部食料環境政策学科教授

市田 知子



中山間地域等直接支払制度は、1999年制定の食料・農業・農村基本法において目的として掲げられた「農村の振興」と「多面的機能の発揮」のために2000年度より実施されている。20年度よ

り第5期に入った。

この制度の対象地は、市町村の林野率や農地の傾斜度に基づき指定され、交付金は5年間の農地維持を約束する「協定」に基づき支払われる仕組みになっている。21年度の実績は全国で2万4171協定、59万6514畝であり、そのほとんどは集落単位（集落協定）である。

中山間地域では平地や都市近郊以上に高齢化、過疎化、耕作放棄が進み、農業や農地を維持することがますます難

しくなっている。

食料・農業・農村基本法見直しに関する議論の中では、昨今の気候変動、国際情勢、肥料価格の上昇などを踏まえ、食料の安定供給の重要性が強調され、中山間地域についても「多様な複合モデル」によって稼げる農業が模索されている。だが、水源かん養、生物多様性、自然循環機能など、中山間地域の農業が本来、有する「多面的機能の発揮」を忘れてはなるまい。